

**第8回 浜松市立中学校における
「学校に着ていく服」のあり方検討委員会**

次 第

日 時：令和7年12月12日(金) 14時～

会 場：浜松市教育委員会 教育委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協 議

(1) 「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップについて

(2) 「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドライン（素案）について

4 その他

【配布資料】

資料1_「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップ

資料2_「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドラインについて

資料3_「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドライン（素案）

浜松市立中学校における「学校に着ていく服」のあり方検討委員会 名簿及び席次

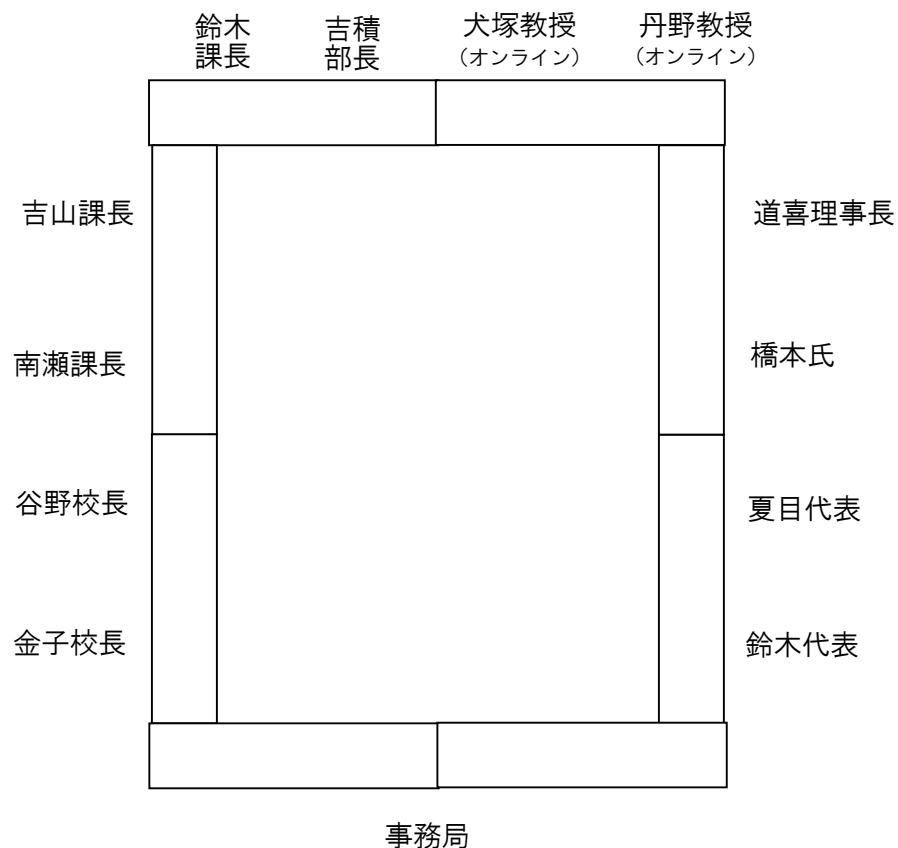
1 委 員

	所属・補職名	氏 名
委員長	学校教育部長	吉積 慶太
副委員長	学校教育部次長兼教育総務課長	鈴木 健一郎
委員	学校教育部指導課長	吉山 幸洋
委員	学校教育部教育支援課長	南瀬 悦司
委員	浜松市立竜禅寺小学校 校長	谷野 幸代
委員	浜松市立三ヶ日中学校 校長	金子 直由

2 有識者

	所属・職名	氏 名
学識経験者	静岡県立大学 国際関係学部国際関係学科 教授	犬塚 協太
学識経験者	東京都立大学 人文社会学部人間社会学科 教授	丹野 清人
保護者	浜松市PTA連絡協議会 副会長	田近 章敏
関係団体	(特非)浜松男女共同参画推進協会 理事長	道喜 道恵
関係団体	(公財)浜松国際交流協会 浜松市多文化共生センター	橋本 ソナイラ
関係団体	ミライ制服すすめ団 代表	夏目 はるな
関係団体	浜松トランスジェンダー研究会 代表	鈴木 げん

《席 次》



「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップ

資料 1

【「学校に着ていく服」の導入目的】

「学校に着ていく服」を導入する目的は、現在の制服（学生服やセーラー服、ブレザー）も選択肢の一つであるという考えのもと、子供の人権を土台として、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服を多様な選択肢の中から選べるようにするためです。制服を変えること、一つの新しい服を決めること、制服をなくすことがゴールではありません。

理念

全ての生徒が安心できる「学校に着ていく服」の実現

目指す方向性

- ① 「学校に着ていく服」によって、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服の選択肢を増やします。
- ② 「学校に着ていく服」の各学校における運用方針は、生徒主体で検討します。
- ③ 「学校に着ていく服」は、個人が選択するものであり、他の人から強制されたり、阻害されたりしません。
- ④ 子供の成長を支える大人たちは、一人一人の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援します。
- ⑤ 「学校に着ていく服」を通して、自分がかげがえのない個人であること、他の人も大切な個人であることを実感できるようにします。

【「学校に着ていく服」の定義】

登下校や教育活動の場において生徒個人が選択・着用する服装



生徒一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な学校づくり

ロードマップ

令和8年度

令和9年度

令和10年度～

「学校に着ていく服」の理解

【生 徒】被服（制服）や人権・多様性への理解を深める

【教職員】研修等を通して人権・多様性に関する理解向上を図る

【市教委】教職員に対する人権教育の充実を図る

【市教委】「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップの周知を図る

【市教委】「学校に着ていく服」の導入の必要性や理念・目指す方向性について理解啓発を図る

【教職員】「学校に着ていく服」の理念・目指す方向性等を理解し、教職員間で共通認識を図る

【生 徒】「学校に着ていく服」の導入の必要性、理念・目指す方向性等を理解する

【保護者】「学校に着ていく服」の導入の必要性、理念・目指す方向性等を理解する

【地 域】「学校に着ていく服」の導入の必要性、理念・目指す方向性等を理解する

【事業者】「学校に着ていく服」の導入の必要性、理念・目指す方向性等を理解する

【教職員】生徒一人一人の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援する

【生 徒】自分や他の人の「学校に着ていく服」を尊重する

【保護者】生徒（子供）の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援する

【地 域】生徒一人一人の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援する

【事業者】生徒一人一人の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援する

生徒主体による検討

【教職員】教職員間で制服に対する認識・考えを共有する

【教職員】生徒が「学校に着ていく服」について主体的に考える機会を設定する。

【教職員】運用方針を生徒主体で検討する場や仕組みを設定し、側面から支援する

【教職員】検討状況を保護者や地域、学区内の小学校へ随時共有し、理解促進を図る

【生 徒】現在の制服について感じていること、考えていることを整理する

【生 徒】自分の「学校に着ていく服」について、考える

【生 徒】運用方針を生徒主体で話し合い、校長へ提案する

【保護者】生徒（子供）が制服について感じていること、考えていることを理解する

【保護者】生徒（子供）の「学校に着ていく服」に対する考えを理解する

【保護者】生徒主体の検討を見守り、学校の取組を支援する

【地 域】生徒主体の検討を見守り、学校の取組を支援する

【教職員】運用方針の見直しの必要性について、生徒主体で考える機会を設定する

【教職員】運用方針の検討経緯について、新入生やその保護者に周知する

検討・運用支援

【市教委】「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドラインの周知を図る

【市教委】各学校の検討状況を把握し、必要に応じた助言を行う

【市教委】各学校の運用方針の運用状況を把握し、必要に応じた助言を行う。

【市教委】検討の好事例を収集し、横展開を図る

【市教委】「学校に着ていく服」の選択肢を増やす取組を検討・実施する（制服リユース情報の把握など）

※ロードマップに示した期間は目安であり、状況や実情に応じて前倒し・継続することを想定

「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドラインについて

資料 2

《スケジュール（見直し）》

内 容 \ 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月
運用方針検討 ガイドライン	● 素案の作成 →				● 案の修正 →		● 初版完成・公表 ● 運用開始	
関係者への 意見聴取			● 11/30～12/10 ・ こどもの権利フォーラム （参加者アンケート）	● 市HPでの素案公表 （意見募集） →		● 学校からの意見聴取 →		
検討委員会	● 9/1 《第7回》 方向性の確認			● 12/12 《第8回》 ・ 素案の確認		● 2月 《第9回》 書面 ・ 修正案確認		

「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドラインについて

《前回案》

1 策定の目的

2 「学校に着ていく服」について

- ・ 定義と位置付け
- ・ 理念と目指す方向性

3 「学校に着ていく服」の検討の必要性

- ・ 子供の人権・多様性の尊重
- ・ 制服に対するニーズへの対応
- ・ 経済的な負担軽減

4 検討にあたって必要な視点

- ・ 「学校に着ていく服」の理解
- ・ 現状や課題等の把握
- ・ 生徒が主体的に考え、安心して自分の意見を言える場や仕組みづくり
- ・ 保護者・地域の参画

5 検討の流れ

6 留意事項

- ・ 校則の見直しとの関連
- ・ 方針等の周知・運用・見直し

7 参考

- ・ チェックリスト（生徒版・教職員版）

《変更案》

はじめに

- 1 策定の目的
- 2 ガイドラインの対象
- 3 ガイドラインの構成

第1部 理念編

1 「学校に着ていく服」について

- (1) 定義
- (2) 導入の目的
- (3) 理念と目指す方向性
- (4) 「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップ

2 「学校に着ていく服」の導入の必要性

- (1) 子供の人権・多様性の尊重
- (2) 制服に対する子供や保護者のニーズへの対応
- (3) 保護者の経済的な負担軽減

第2部 実践編

1 運用方針の検討の進め方

2 必要となる取組と留意するポイント

- (1) 検討に向けた風土づくり
- (2) 現状把握と課題等の整理
- (3) 生徒主体による検討の支援
- (4) 保護者・地域の参画
- (5) 運用方針の周知
- (6) 運用方針の実行・見直し

第3部 資料編

- ・ チェックリスト（生徒版、学校・教職員版）
- ・ 「学校に着ていく服」に関する意見聴取の結果 ※今後作成

(素案)

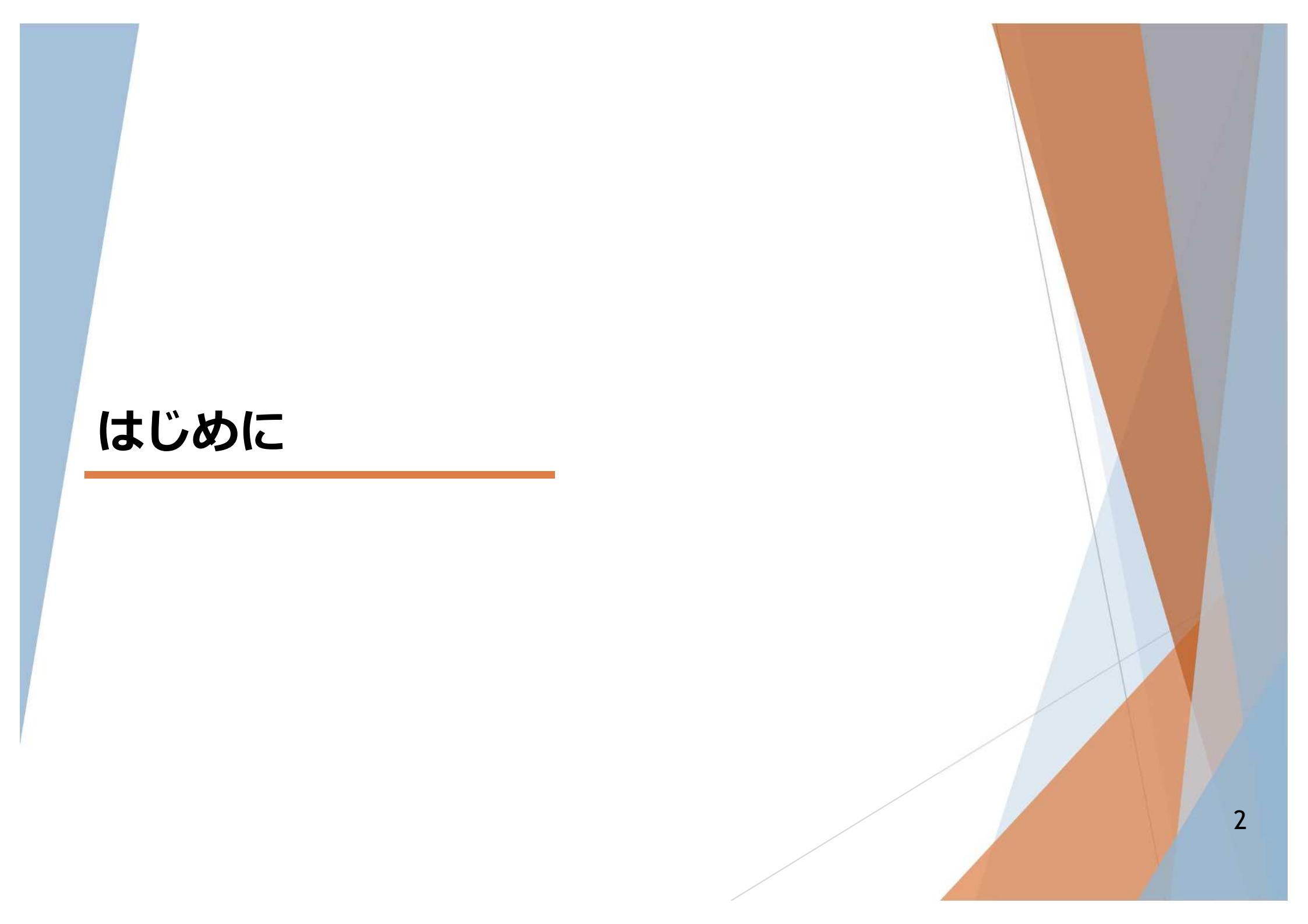
浜松市立中学校における 「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドライン

2026年〇月
浜松市教育委員会

目 次

はじめに	2
1 策定の目的	3
2 ガイドラインの対象	4
3 ガイドラインの構成	4
第1部 理念編	6
1 「学校に着ていく服」について	7
（1）定義	7
（2）導入の目的	7
（3）理念と目指す方向性	8
（4）「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップ	9
2 「学校に着ていく服」の導入の必要性	10
（1）子供の人権・多様性の尊重	10
（2）制服に対する子供や保護者のニーズへの対応	12
（3）保護者の経済的な負担軽減	16
第2部 実践編	18
1 運用方針の検討の進め方	19
2 必要となる取組と留意するポイント	20
（1）検討に向けた風土づくり	20
（2）現状把握と課題等の整理	21
（3）生徒主体による検討の支援	22
（4）保護者・地域の参画	23
（5）運用方針の周知	24
（6）運用方針の実行・見直し	24
第3部 資料編	26
1 チェックリスト（生徒版）	27
2 チェックリスト（学校・教職員版）	28
3 「学校に着ていく服」に関する意見聴取の結果	29

※本ガイドラインでは、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除き、「子供」という表記を用います。

The background features abstract geometric shapes in shades of blue and orange. On the left, a blue shape points towards the center. On the right, a complex arrangement of overlapping orange and blue shapes creates a dynamic, layered effect. A thin orange horizontal line is positioned below the main text.

はじめに

1 策定の目的

本ガイドラインには、「学校に着ていく服」という言葉が登場します。

2023年度に行ったアンケート調査では、中学校の制服は必要・大切と思っている生徒や保護者がいる一方で、制服に不満を持っていたり、悩みを抱えたりしている生徒や保護者が大勢いることが分かりました。

2023年度から教育委員会では、こうした状況を踏まえ、様々な方のご意見を伺いながら、制服のあり方について協議を進めてきました。その中で、制服という狭い枠で考えるのではなく、「学校に着ていく服」という新たな定義を設定して、子供の人権を土台として服装の選択肢を広げること、そして、「学校に着ていく服」の運用方針を生徒自身が考え、それを教職員・保護者・地域・教育委員会が一体となって支援していくことが大切であるという結論に至りました。

本ガイドラインは、各学校の「学校に着ていく服」の運用方針を生徒が主体となって検討するための指針であり、その先導役やサポート役となる教職員に理解しておいていただきたいこと、検討にあたって留意してほしいことなどを示したものです。

各学校において本ガイドラインを活用していただき、全ての生徒が安心できる「学校に着ていく服」が実現することを期待しています。

2 ガイドラインの対象

「学校に着ていく服」の運用方針の検討は市立中学校で実施するものですが、本ガイドラインは市立小中学校に勤務する全ての教職員を想定読者としています。

3 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、3部で構成しています。「第1部 理念編」は、校長や教頭といった管理職だけでなく、児童生徒と関わる全ての教職員にも理解しておいていただきたい内容です。

構 成	概 要
第1部 理念編	「学校に着ていく服」の定義や位置付け、理念など、教職員に必ず理解しておいてほしい事項について説明しています。
第2部 実践編	生徒主体で運用方針の検討を進めるにあたり、必要となる取組や留意する事項などについて説明しています。
第3部 資料編	運用方針の検討を進めるためのチェックリストや「学校に着ていく服」に関する意見聴取の結果を掲載しています。



第1部 理念編

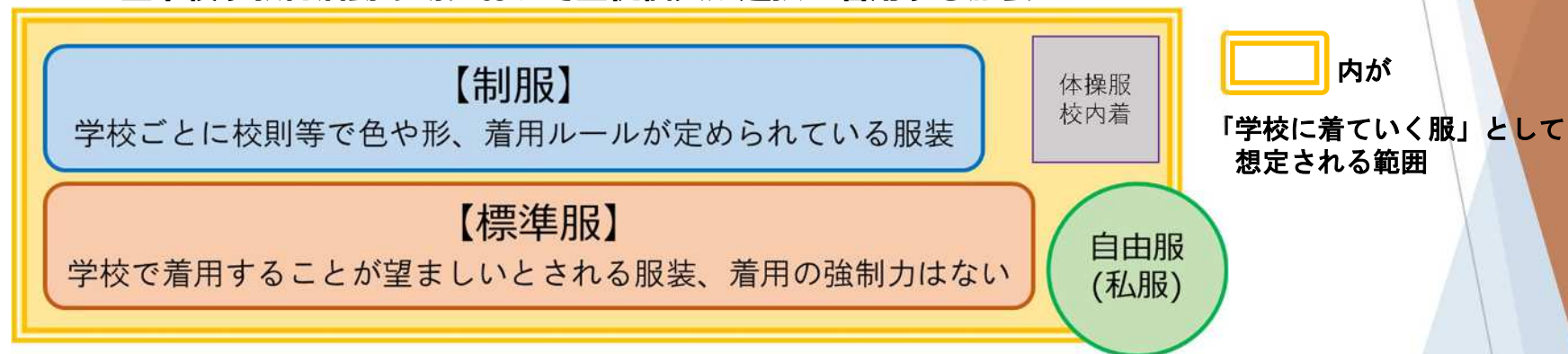
1 「学校に着ていく服」について

(1) 定義

「学校に着ていく服」は、登下校や教育活動の場において、生徒個人が選択・着用する服装と定義しました。制服や体操服、校内着（ジャージ）といった各学校で指定された服装、学校で着用が望ましいとされる標準服、自由服（私服）などが、「学校に着ていく服」として想定されます。

【学校に着ていく服】

登下校や教育活動の場において生徒個人が選択・着用する服装



(2) 導入の目的

「学校に着ていく服」を導入する目的は、現在の制服（学生服やセーラー服、ブレザー）も選択肢の一つであるという考えのもと、子供の人権を土台として、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服を多様な選択肢の中から選べるようにするためです。制服を変えること、一つの新しい服を決めること、制服をなくすことがゴールではありません。

(3) 理念と目指す方向性

「学校に着ていく服」に込められた思いを広く共有するため、理念と目指す方向性を以下のとおり定めました。

理念

全ての生徒が安心できる「学校に着ていく服」の実現

目指す方向性

- ①「学校に着ていく服」によって、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服の選択肢を増やします。
- ②「学校に着ていく服」の各学校における運用方針は、生徒主体で検討します。
※校則と同様に最終的な決定は校長が行います。
- ③「学校に着ていく服」は、個人が選択するものであり、他の人から強制されたり、阻害されたりしません。
- ④子供の成長を支える大人たちは、一人一人の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援します。
- ⑤「学校に着ていく服」を通して、自分がかげがえのない個人であること、そして他の人も大切な個人であることを実感できるようにします。

理念と目指す方向性の達成を目指すことが、**「生徒一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な学校づくり」**につながると考えています。

(4) 「学校に着ていく服」の実現に向けたロードマップ

「学校に着ていく服」の理念・目指す方向性の達成に向けて、生徒・教職員・保護者・地域・制服関係事業者、教育委員会が一体となって取組を進めていくため、ロードマップを策定しました。

※資料 1

2 「学校に着ていく服」の導入の必要性

なぜ「学校に着ていく服」の導入が必要なのか、3つの視点から説明します。

(1) 子供の人権と多様性の尊重

学校では、子供の人権と多様性の尊重への理解が必要不可欠です。以下に挙げた条約や法令等では、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が位置付けられており、それに基づく対応が求められます。

① 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- ✓ 子供の基本的人権を国際的に保障するために定められたもの。
- ✓ 日本は平成2年にこの条約に署名、平成6年に批准、効力が生じている。
- ✓ 18歳未満の全ての者を権利の主体として位置付け、大人と同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めている。
- ✓ 条約に定められた4つの原則は、あらゆる子供の権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切であるとされている。

《児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則》※日本ユニセフ協会HPより抜粋

【生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）】

- ・すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

【子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）】

- ・子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

【子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）】

- ・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【差別の禁止（差別のないこと）】

- ・すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

児童の権利に関する条約
(日本ユニセフ協会HP)



② こども基本法（2023年4月施行）

- ✓ 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもや若者が将来にわたって自分らしく幸せな生活ができる社会を実現するために定められた法律。
- ✓ 6つの基本理念に基づき、国や地方自治体がこどもや若者の意見を聞きながら「こども施策（こどもや若者に関する取組）」を実施する。

《6つの基本理念》※こども家庭庁パンフレットより抜粋

- 1.すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2.すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3.年齢や発達により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4.すべてのこどもは年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5.子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6.家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

こども基本法
(こども家庭庁HP)



③ 生徒指導提要（改訂版）

ア 児童生徒の権利の理解

- ✓ 生徒指導を実施する上で、児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが不可欠である。
- ✓ 安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、児童の権利に関する条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言える。
- ✓ こども基本法の目的、基本理念等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められる。

イ 校則の運用・見直し

- ✓ 校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要である。
- ✓ 校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

生徒指導提要
(文部科学省HP)



(2) 制服に対する子供や保護者のニーズへの対応

市立小学校児童（４～６年生）、市立中学校生徒、保護者にアンケート調査を行った結果、多くの人が制服の良い面を感じてはいるものの、価格や機能性、多様性など、様々な面で改善を求めていること、そして、生徒や保護者の悩みや不安の中には、制服をやめる・変えるということだけでは解決できないものがあることが分かりました。

こうした制服に対する子供や保護者のニーズを受け止める中で、制服以外の選択肢を増やす「学校に着ていく服」という考え方が生まれました。

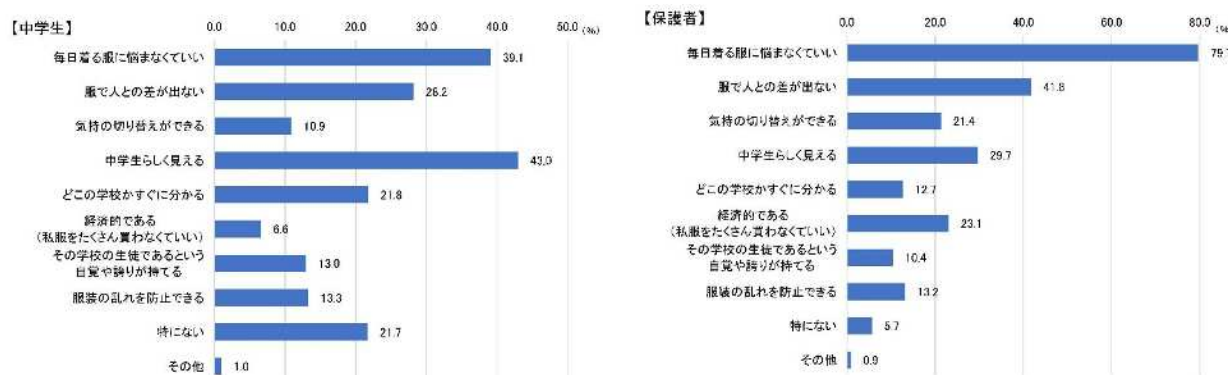
2023年度 制服に関するアンケート調査 結果概要

《調査期間》 2023年 9月15日～10月16日

《回答者数》 市立小学校児童：19,904人(95.8%)、市立中学校生徒：16,708人(83.2%)
対象児童生徒保護者：23,095人(56.5%)

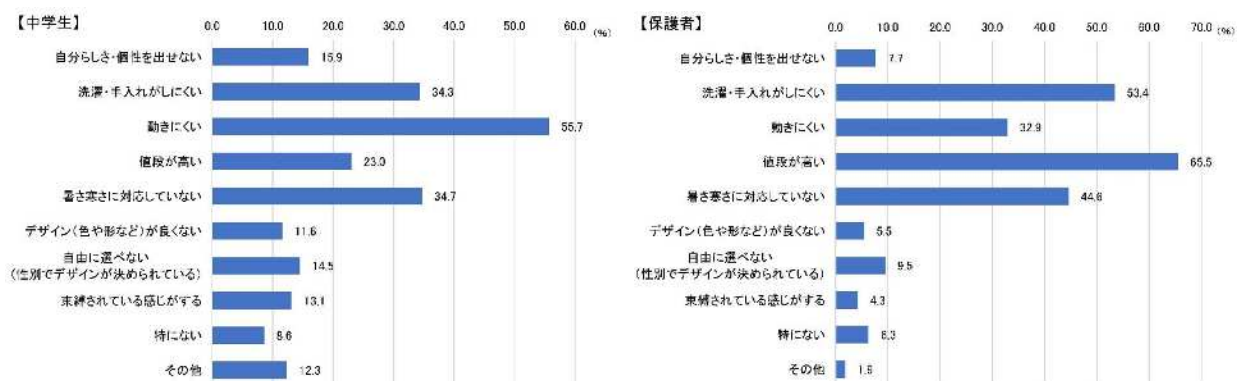
制服に関するアンケート調査報告書
(浜松市公式HP)

問：あなたが思う「制服の良い点」について（3つまで選択可）



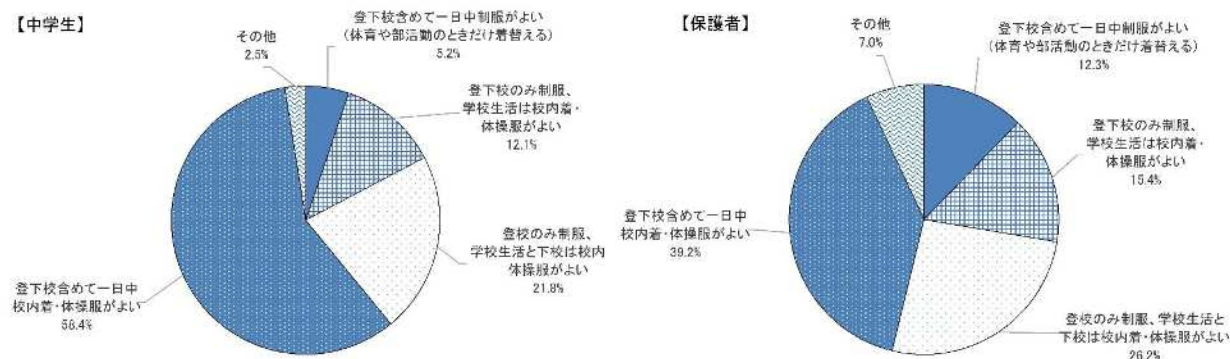
- ◆ 中学生は「中学生らしく見える」が最も多く、次いで「毎日着る服に悩まなくていい」となっています。
- ◆ 保護者は「毎日着る服に悩まなくていい」が最も多く、次いで「服で人との差が出ない」となっています。

問：あなたが思う「制服の悪い点」について（3つまで選択可）



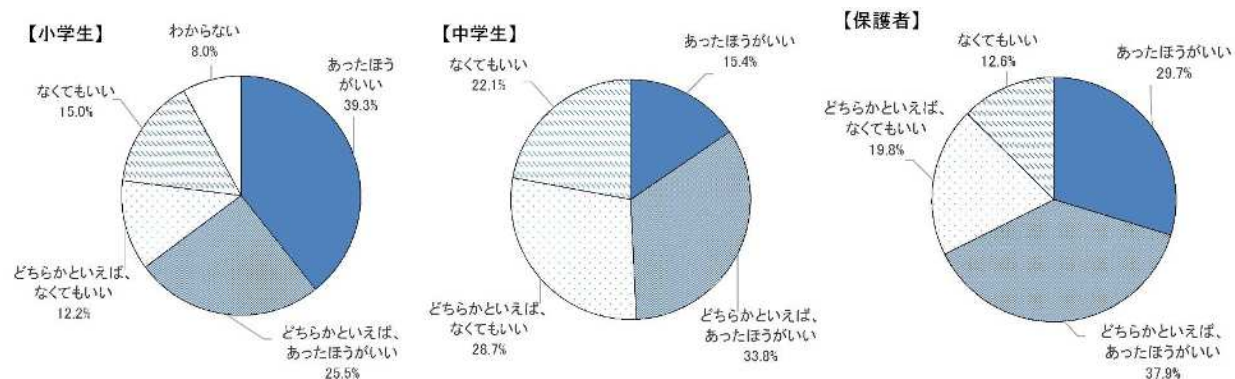
- ◆ 中学生は「動きにくい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応していない」となっています。
- ◆ 保護者は「値段が高い」が最も多く、次いで「洗濯・手入れがしにくい」となっています。

問：制服の着用についてどう思うか



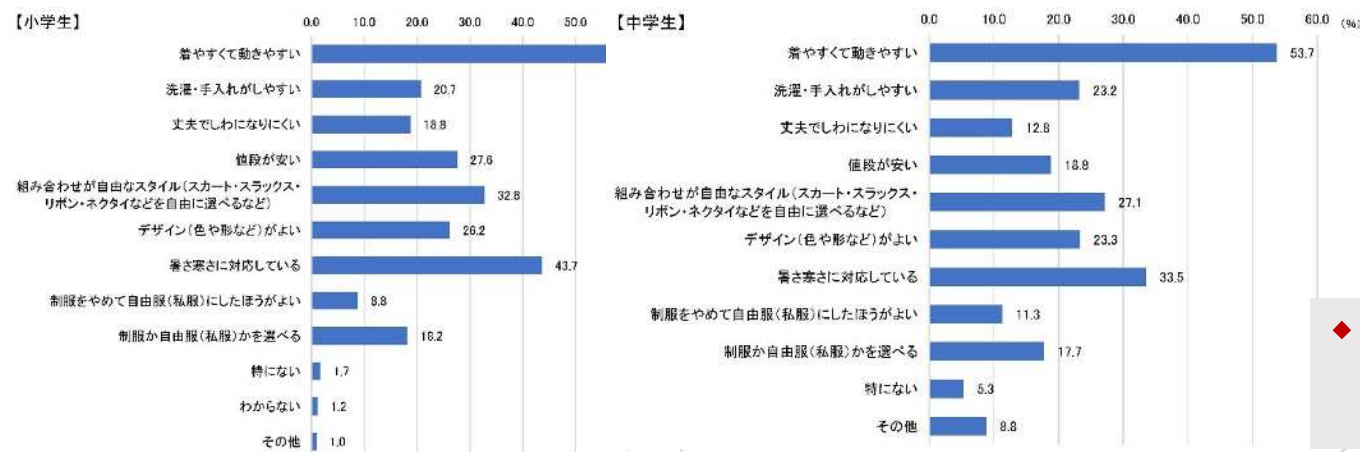
- ◆ 中学生と保護者ともに、「登下校を含めて一日中校内着・体操服がよい」が最も多くなっています。

問：中学校の制服についてどう思うか



◆ 肯定的な回答割合（あったほうがいい、どちらかといえばあったほうがいい）が、小学生と保護者は約6割となっていますが、中学生は約5割となっています。

問：どんな制服を着たいと思うか



◆ 小学生と中学生ともに、「着やすく動きやすい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応している」となっています。

問：子供にどんな制服を着させたいと思うか



◆ 保護者では、「洗濯・手入れがしやすい」が最も多く、次いで「着やすく動きやすい」となっています。また、「値段が安い」が4割を超えています。

問：制服について思うこと、困っていること、考えていること《自由意見》

※他の設問の回答と関連しない意見から抜粋

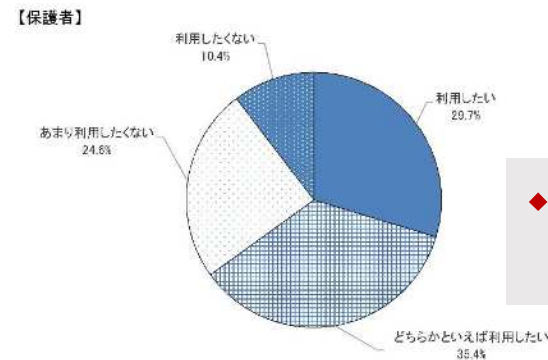
【小学生】意見数 3,357 件

- ・ 制服は太って見えると言っていたので、いじめられそうなのが不安
- ・ 義務教育なので無償で配ってほしい
- ・ 3年間同じ服を着るなんていやだ
- ・ あまりスカートを着ていないから少し恥ずかしい
- ・ もっと制服や髪型の校則を自由にしてほしい
- ・ 制服でも私服でも人の服装について何か言うのはやめてほしい
- ・ 女子は女子の制服、男子は男子の制服という考え方が間違っていると思う
- ・ 制服は中学生や高校生だけではなく、小学生にもあっていいと思う
- ・ 制服も女子はスラックスでもスカートでも良いという動きになっているが、男子がスカートというのはあまり聞かない。女子はたくさん選択肢があるのに、男子は少ないというのはおかしいと思う
- ・ 制服を着る意味について知りたい。みんな同じで服で個性を無くす意味が分からない
- ・ 男子用の制服を女子が着ていることや、女子用の制服を男子が着ていることを差別しないしてほしい

【中学生】意見数 3,595 件

- ・ 「制服を着なければならぬ」ではなく「自分自身で決める」ことが大切だと思う
- ・ 男女で制服に差ができていないのはジェンダーレスの今の時代に適していない
- ・ 転校を考えたときに買いたくなくていいので、私服や制服の統一をはかったほうが良い
- ・ 制服を着させたいなら、着る意味についてちゃんと説明したほうが良いと思う
- ・ 学校で制服を脱ぐと日によっては置いておく場所がない
- ・ 制服は統一感が出るが、男女デザインが違うことによって身体は男性でも心は女性という人は苦しいのではないかな
- ・ 制服は着ないでほしいと思うが、制服を着たいという意見が多数だった場合には、着ても着なくても良いという形をとってほしい
- ・ 制服はいいが、学校の中でおしゃれをするのは面倒なので、校内服はあったほうが良い
- ・ 制服は学生らしいし、人生のなかでも制服を着ることは貴重な経験だと思う。着る手間や気温などに対応した制服になれば良い
- ・ 制服は日本の文化でもあるのでなくすのはもったいない。月に一度私服で着ても良い日など決めることでモチベーションが上がる子がいると思う

問：制服のリユース(再利用)を利用したいと思うか



◆ 利用を希望する保護者（利用したい、どちらかといえば利用したいと回答）が65.1%となっています。

【保護者】意見数 6,028 件

- ・ 子供は制服を着ることを楽しみにしている。朝の着替えでモチベーションが上がったり、頭の入り替えに役立ったりしていると思う
- ・ 安くでもすぐにダメになるものは、帰って経済的によくない。制服＝経済的負担が大きいという風潮や報道もどうかと思う
- ・ 今の子供は「TPO を考えて服装を選ぶ」ということが減ってきたように思う。各種儀礼や校外での活動などで「その場に合わせる意識」を持つためにも、制服はあったほうが良いのではないかなと思直した
- ・ 制服に限らず持ち物等なんでもみな同じもので揃えるのは日本の古き悪しき習慣だと思う。個性・多様性を認めてもっと子供たちに選択の自由をもたせてほしい
- ・ 制服でも私服でも体操服でも、他者の学びを尊重できる衣服であれば、自分の着たいものを着て社会に貢献できる生きる力を学ぶことが大切だと考える
- ・ 制服着用が決まりがあるのなら、体育や掃除以外はなぜ制服ではないのか疑問である
- ・ 「制服を着れば他の子と差異がなくなるから生きやすい」というのはよく聞か、子供によって感じ方は異なると思う。だから「選べること」がとても大事である。
- ・ 学校で体操服に着替える理由が分からない。着る機会が少なく非経済的である
- ・ 制服があるのであれば、授業中は基本的に制服で過ごすのが良いと思う。そのために毎日着る制服がもっと安価で洗い替えを用意しやすいこと、家庭で洗濯がしやすいことが必須
- ・ 服装を統一することは、各家庭の経済状況等を明るみにしないという観点からはとてもいいと思う
- ・ 制服を着なければならぬなら中学校へ行きたくないと言っている。制服が強制でなくなるなど、一つでも学校へ行くことの負担がなくなればと思う
- ・ 私服になった場合、洋服で競い合ったり、貧富の差が出てしまったりすることは問題であり、いじめの原因になる可能性は大きいと思う

(3) 保護者の経済的な負担軽減

制服一式を新調すると4万円以上かかることもあり、保護者にとって大きな負担となっています。アンケート調査の「制服の悪い点」を問う項目でも、保護者は「制服の値段が高い」という回答が一番多い状況でした。

制服の価格高騰は全国的な課題であり、文部科学省や公正取引委員会からは、制服の選定や見直しを行う際に保護者の意見を聴取すること、制服の販売価格低減につながる取組を進めることが通知されています。

「学校に着ていく服」の運用方針を考える上では、保護者の経済的な負担軽減が図られるかという視点も重要となります。

① 学校における通学用服等の学用品等の適切な取扱いについて（文部科学省）

ア 保護者の負担軽減について

- ✓ 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。
- ✓ 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

イ 通学用服の選定等について

- ✓ 学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。
- ✓ 教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）
（文部科学省HP）



② 制服の販売価格低減につながる取組（公正取引委員会）

ア 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書（2017年11月公表）

- ✓ 制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、コンペ等の方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- ✓ 指定販売店を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、より好ましい取引環境を作り出すこととなるため、参入希望を受け入れるなどにより指定販売店を増やすこと
- ✓ 制服の販売価格への関与する場合には、
 - ・ コンペ等において制服メーカーに求める提示価格を卸売価格にすること
 - ・ コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売額を提示できることを定めること
 - ・ コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望すること

イ 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（2023年10月公表）

- ✓ 制服メーカー間及び販売店等の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書の提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効。
- ✓ 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要。
- ✓ 学校制服以外の学用品についても、販売店やメーカーを指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

公立中学校における制服の
取引実態に関する調査について
（公正取引委員会HP）



学校制服の取引実態に関する
事後検証報告書について
（公正取引委員会HP）



第2部 実践編

1 検討の進め方

ここからは、「学校に着ていく服」の運用方針を生徒が主体となって検討していくための進め方（プロセス）について説明します。学校の状況に合わせて進めることができるよう、必要となる取組順に整理しました。

必要となる取組	内 容
(1) 検討に向けた風土づくり	人権や多様性の尊重、子供の権利、「学校に着ていく服」の理念・目指す方向性について、生徒・教職員の理解を深めます。
(2) 現状把握と課題等の整理	現行の制服に関する現状を把握するとともに、課題等を整理します。
(3) 生徒主体による検討の支援	生徒が主体的に考え、安心して自分の意見を言える場や仕組みをつくります。
(4) 保護者・地域の参画	保護者や地域の参画を促進し、「学校に着ていく服」への理解を図ります。
(5) 運用方針の周知	運用方針を学校全体で共有するとともに、保護者・地域へ周知を図ります。
(6) 運用方針の実行・見直し	「学校に着ていく服」の運用方針が適切に実行されているかを確認します。生徒の状況や実態に合わせて、運用方針の見直しの必要性を生徒へ提案します。

2 必要となる取組と留意するポイント

(1) 検討に向けた風土づくり

①人権や多様性の尊重に関する理解啓発

まず、検討に向けて教職員自身が人権や多様性の尊重の理念を十分に認識することが重要です。

生徒に対しては、人権や多様性、子供の権利を授業で取り上げるなど、学校内での学びの機会を意図的に設定します。

②「学校に着ていく服」に関する理解啓発

人権や多様性の尊重に関する理解啓発を進める中で、「学校に着ていく服」導入の目的や理念・目指す方向性についても触れ、「学校に着ていく服」に関する理解を深めます。

留意するポイント

- ◆ 必ず①と②の両方について理解を深めましょう。理解が十分でないうちに検討を始めてしまうと、安易に「制服をやめればよい・変えればよい」という議論になったり、「制服を着たくない・着ることができない人のためのルールをつくれればよい」といった「学校に着ていく服」の理念に反した方向性になったりすることが懸念されます。
- ◆ 検討にあたっては、子供の人権に係る重要な法令等《児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の4つの原則、こどもの基本法の目的、基本理念など》についても理解しておくことが重要です。

(2) 現状把握と課題等の整理

①制服に対する認識の共有

会議や校内研修等の機会を通じて、制服に対する認識や考えを教職員間で共有します。

②現行の制服に対する意見集約

アンケート等の手法を用いて、現行の制服に対して生徒・保護者が感じていること、考えていることを集約します。

③課題等の整理

制服に対する教職員の認識、生徒・保護者からの意見集約の結果や学校の現状等を踏まえ、現行の制服についての課題等を整理し、教職員間で共有します。

留意するポイント

- ◆ 意見集約にあたっては、「学校に着ていく服」の理念や方向性に基づき、生徒が主体となって運用方針を考えていくための参考とするという目的を必ず説明しましょう。
- ◆ 意見集約の手法については、生徒が安心して意見を言うことができるよう、個人が特定できない配慮をするとともに、学校以外の場合でも回答できる形で実施しましょう。

(3) 生徒主体による検討の支援

①「学校に着ていく服」について考える機会の設定

意見集約の結果を生徒と教職員が一緒に確認しながら課題等を整理し、「学校に着ていく服」を導入する必要性について共通認識を図ります。

生徒が「学校に着ていく服」についての考えを整理する機会を設定します。

②生徒が主体的に参画する場や仕組みの構築

生徒が中心となって「学校に着ていく服」の運用方針を検討する組織（以下「検討組織」という）を設置し、教職員はその活動を側面から支援します。

組織の設置と併せて、全ての生徒が参画できる仕組み（検討状況を「見える化」する、意見フォーラムを設けるなど）を整えます。

留意するポイント

- ◆ 検討の必要性について確認する際は、教職員主導の指導や説得にならないよう留意しましょう。教職員は伴走者であり、生徒が困った場合に手を差し伸べる「黒子」や「ファシリテーター」としての役割が求められます。
- ◆ 全ての生徒が参画できる仕組みの目的は、「発言はしないけど意見はある」という生徒の参加を促すものです。仕組みを設置して終わりにせず、積極的に活用・分析し、参加のハードルを下げるようにする必要があります。

(4) 保護者・地域の参画

① 検討状況の周知

検討を始めるにあたっては、保護者・地域に対して「学校に着ていく服」を導入する必要性を丁寧に説明するとともに、学校だよりや学校ホームページ等を活用して検討状況の周知を図ります。

② 保護者や地域を巻き込む仕掛けの実施

検討のプロセスに保護者や地域を巻き込む仕掛けを検討組織の企画により実施します。

例) 生徒が学校運営協議会で検討状況を発表する

「学校に着ていく服」についてどう思うか、生徒が保護者や地域にインタビューする

「学校に着ていく服」をテーマにしたイベントを開催して保護者・地域住民・小学生を招待する など

留意するポイント

- ◆ 「学校に着ていく服」を実現するためには、保護者や地域の理解と支援が不可欠であり、教職員と同じように伴走者としての役割を担ってもらうことが重要となります。
- ◆ なぜ「学校に着ていく服」が必要なのかという背景や生徒の制服に対する問題意識を丁寧に説明することからはじめ、検討状況を随時共有しましょう。

(5) 運用方針の周知

運用方針の運用を開始する前に、関係者（生徒、保護者、地域、制服関係事業者）に対して十分な周知期間を設けます。

制服を変更するなど、運用方針に現行から大きく変わる内容が含まれる場合は、学区内の小学校（児童・教職員・保護者）に対しても検討段階から周知を図るとともに、完全導入までの移行期間を設けるなど配慮が必要です。

(6) 運用方針の実行・見直し

運用方針は、関係者が常に確認できるよう学校ホームページへ掲載するとともに、様々な機会や媒体を通じて理解促進を図ります。

また、運用方針は一度決めたら終わりではなく、毎年、生徒・教職員間で「学校に着ていく服」の導入の目的や運用方針の策定背景について深く共有し、共通認識を持つことが重要です。そのうえで、実行後の課題等の検証や内容見直しの必要性について生徒主体で考える機会を設定します。

留意するポイント

- ◆ 「学校に着ていく服」の運用方針は、校則（学校のきまり）と密接に関連しています。運用方針の検討や運用・見直しにあたっては、生徒指導提要の「校則の運用・見直し」の事項も踏まえながら進める必要があります。
- ◆ 教職員は、運用方針に基づいて生徒自身が選択した「学校に着ていく服」について、寄り添い支援するという姿勢を持つことが大切となります。



第3部 資料編

1 チェックリスト（生徒版）

【1】準備：キックオフ！ ～なんのためにやるの？～

- [] なぜ今、「学校に着ていく服」の運用方針を検討する必要があるのかを理解しよう。
- [] 運用方針を検討するにあたって大切なこと（人権や多様性を尊重すること、制服や服装のきまりについてみんながどう考えているかを知ること）を理解しよう。

【2】現状を知る：リサーチ！ ～制服や服装のきまり、みんなはどう思っている？～

- [] 今の制服や服装のきまりについて、自分や他の人がどう思っているか（良い点・困っている点など）を知ろう。
- [] 今の制服や服装のきまりに「どんな課題があるか」「その課題を解決するにはどうしたらよいか」を考えよう。

【3】話し合う：議論！ ～みんなが意見を言える「場」や「仕組み」をつくろう～

- [] 「学校に着ていく服」を検討する組織を決めよう。
- [] 全ての生徒が意見を言える仕組みをつくろう。
- [] 制服が好きな人、制服で困っている人など、いろいろな立場の人の気持ちを考えて話し合いを進めよう。

【4】仲間を広げる：連携！ ～保護者や地域の人にも知ってもらおう～

- [] 自分たちが今、どんな検討をしているかを、保護者や地域の人たちに知らせる方法を考えて実行しよう。
- [] 保護者や地域の人に検討している内容を説明して、意見を聞く機会をつくろう。

【5】まとめる：運用方針の案づくり！ ～わたしたちの考えを言葉にしよう～

- [] 集まった意見（生徒・保護者・地域）と話し合った内容をもとに、「学校に着ていく服」の運用方針の案をまとめよう。
- [] なぜこの案にしたのか、理由をしっかりと説明できるようにしよう。
- [] この案で本当に「全ての生徒が安心できる『学校に着ていく服』」が実現できるか、もう一度確認してみよう。

【6】決定と周知：スタート！ ～みんなに伝えて、新しい一歩を踏み出そう～

- [] 運用方針の案を、校長先生に提案しよう。
- [] 決定した運用方針を、全校生徒・保護者・地域の人たちに説明しよう。

【7】未来へ：見直し！ ～決めて終わりじゃない！もっと良くしていこう～

- [] 決まった運用方針で学校生活を送ってみて、良かったところや新たな課題がないかを考えてみよう。
- [] 運用方針を見直す必要がないか、みんなの意見をもとに話し合う機会をつくろう。

2 チェックリスト（学校・教職員版）

【1】検討に向けた風土づくり

- ☐ 人権や多様性の尊重の理念を十分に認識しているか。
- ☐ 子供の人権に関係する重要な法令等（子どもの権利条約の4つの原則、こどもの基本法の目的・基本理念など）を理解しているか。
- ☐ 「学校に着ていく服」の目的、理念・目指す方向性について理解を深めたか。
- ☐ 人権、多様性、子供の権利について、授業等で学びの機会を意図的に設定したか。

【2】現状把握と課題等の整理

- ☐ 会議や校内研修等を通じて、現行の制服に対する認識や考えを教職員間で共有したか。
- ☐ 現行の制服に対する生徒・保護者の意見等について、目的（生徒主体の運用方針検討の参考とする）を説明した上で集約したか。
- ☐ 意見集約の手法は、個人が特定できない配慮を行い、学校以外の場でも回答できる形で実施したか。
- ☐ 教職員の認識、生徒・保護者の意見、学校の現状を踏まえ、現行制服の課題等を整理し、教職員間で共有したか。

【3】生徒主体による検討の支援

- ☐ 意見集約の結果を生徒と教職員と一緒に確認し、課題等を整理しながら検討の必要性について共通認識を図ったか。
- ☐ 生徒が「学校に着ていく服」についての考えを整理する機会を設定したか。
- ☐ 生徒が中心となる検討組織を設置し、教職員は側面から活動を支援しているか（教職員主導になっていないか。伴走者としての役割を果たしているか）。
- ☐ 全ての生徒が参画できる仕組みを整えたか。生徒の参画のハードルを下げるよう努めているか。

【4】保護者・地域の参画

- ☐ 保護者や地域が教職員と同じように伴走者としての役割を担えるよう、「学校に着ていく服」の検討の必要性や生徒の問題意識を丁寧に説明したか。
- ☐ 学校だよりや学校ホームページを活用し、検討状況の周知を図っているか。

【5】運用方針の周知

- ☐ 運用方針の運用開始前に、関係者（生徒、保護者、地域、制服事業者）に対して十分な周知期間を設けたか。
- ☐ 現行から大きく変更となる内容が含まれる場合、学区内の小学校（児童・教職員・保護者）に対して検討段階から周知を図り、完全導入までの移行期間を設けたか。

【6】運用方針の実行・見直し

- ☐ 運用方針を関係者が常に確認できるよう学校ホームページへ掲載するとともに、様々な機会や媒体を通じて理解促進を図っているか。
- ☐ 毎年、生徒・教職員間で「学校に着ていく服」の目的や運用方針の策定背景について共有し、共通認識を持つ機会を設けているか。
- ☐ 運用後の課題等の検証や、内容見直しの必要性について、生徒主体で考える機会を設定しているか。

3 「学校に着ていく服」に関する意見聴取の結果

※今後作成



浜松市立中学校における「学校に着ていく服」の運用方針検討ガイドライン
2026年〇月

浜松市教育委員会 教育総務課

浜松市中央区中央1丁目2番1号 イースター・浜松オフィス棟6階
電話 053-457-2401

E-mail k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp